

社会福祉法人の手引

(令和2年4月)

千葉県健康福祉部健康福祉指導課

目 次

第 1 章 社会福祉法人制度の概要

I	社会福祉法人の基本的性格	1
1	社会福祉法人の定義	1
2	社会福祉法人の要件	1
3	経営の原則	1
4	登記	1
5	所轄庁	2
II	社会福祉事業	3
1	第一種社会福祉事業	3
2	第二種社会福祉事業	6
III	公益事業と収益事業	15
1	公益事業	15
2	収益事業	16
IV	社会福祉法人に対する指導監督	18
1	所轄庁による監督	18
2	公益事業又は収益事業の停止	19

第 2 章 社会福祉法人の設立及び組織

I	法人の設立	21
1	設立認可の申請	21
2	所轄庁の認可	24
3	設立の登記	24
4	財産の移動の報告	24
5	認可申請書類の提出	24
II	資産	25
1	資産の所有	25
2	資産の区分	26
3	法人設立時における資産に関する留意事項	30
4	資産の管理	30
III	評議員・評議員会	32
1	評議員	32
2	評議員会	34
IV	役員等	36
1	役員等	36
2	理事の職務及び権限等	37

3	理事長の職務及び権限	38
4	監事	38
5	理事会	38
V	会計監査人	40
1	会計監査人の設置	40
2	会計監査人の資格等	40
3	会計監査人の選任等	40
4	会計監査人の職務	41
VI	役員等の損害賠償責任	42
1	社会福祉法人に対する損害賠償責任	42
2	第三者に対する損害賠償責任	42
3	役員等又は評議員の連帯責任	43

第3章 社会福祉法人の運営

I	定款の変更	45
1	評議員会の決議	45
2	定款変更認可	45
3	定款変更認可申請に係る必要書類	45
II	租税特別措置法第40条の特例の適用を受けるに当たっての留意点	47
III	特別の利益供与の禁止	49
1	特別の利益供与の禁止	49
2	計算種類における関連当事者との取引内容の開示	49
3	特別の利益とは	50
IV	社会福祉充実計画	51
1	社会福祉充実計画について	51
2	社会福祉充実計画の申請	51
3	社会福祉充実計画の承認	51
4	社会福祉充実計画の変更	52
5	社会福祉充実計画の終了	52
6	社会福祉充実計画の策定の流れ	53
V	会計監査及び専門家による支援等について	54
1	会計監査	54
2	専門家による支援	55
VI	所轄庁への計算書類等及び財産目録等の届出について	57
1	届出が必要な書類	57
2	届出方法等	57
VII	情報の公開について	58
1	事業所への書類の備え置き・閲覧について	58

2	インターネットによる情報の公開	58
VIII	解散及び清算	59
1	解散事由	59
2	破産手続の開始	59
3	清算の開始	59
4	清算法人の機関	59
IX	合併	63
1	吸収合併	63
2	新設合併	63
3	合併の無効の訴え	64
4	合併認可申請に係る必要書類	64
X	福祉サービス利用者の利益の保護に係る責務	66
1	情報の提供	66
2	利用契約の申込み時の説明	66
3	利用契約の成立時の書面の交付	66
4	福祉サービスの質の向上のための措置等	66
5	誇大広告の禁止	67
6	社会福祉事業の経営者による苦情の解決	67

第4章 社会福祉法人の会計処理

I	新たな会計基準の制定	72
1	社会福祉法人会計の基準	72
2	会計原則	72
3	会計帳簿の作成	72
4	資産の評価	72
5	負債の評価	73
6	純資産	73
7	計算書類等	74
8	会計の区分	75
9	内部取引	75
10	資金収支計算書の内容	75
11	資金収支計算書の資金の範囲	75
12	資金収支計算の方法	75
13	資金収支計算書の区分	75
14	資金収支計算書の構成	75
15	資金収支計算書の種類及び様式	76
16	資金収支計算書の勘定科目	76
17	事業活動計算書の内容	76

18	事業活動計算の方法	76
19	事業活動計算書の区分	77
20	事業活動計算書の構成	77
21	事業活動計算書の種類及び様式	77
22	事業活動計算書の勘定科目	78
23	貸借対照表の内容	78
24	貸借対照表の区分	78
25	貸借対照表の種類及び様式	78
26	貸借対照表の勘定科目	78
27	計算書類の注記	78
28	附属明細書	79
29	財産目録の内容	80
30	財産目録の区分	80
31	財産目録の金額	81
32	財産目録の種類及び様式	81
II	会計処理等に関する運用上の取扱いについて	158
1	重要性の原則の適用について	158
2	拠点区分の方法について	158
3	サービス区分の方法について	158
4	内部取引の相殺消去について	159
5	支払資金について	159
6	資産及び負債の流動と固定の区分について	160
7	共通支出及び共通費用の配分について	160
8	リース取引に関する会計	161
9	国庫補助金等特別積立金の取崩しについて	161
10	国庫補助金等特別積立金への積立てについて	161
11	基本金への組入れについて	162
12	基本金の取崩しについて	162
13	外貨建の資産及び負債の決算時における換算について	162
14	受贈、交換によって取得した資産について	162
15	満期保有目的の債券の評価について	163
16	減価償却について	163
17	固定資産の使用価値の見積もりについて	163
18	引当金について	164
19	積立金と積立資金の関係について	164
20	重要な会計方針の開示について	165
21	関連当事者との取引の内容について	165
22	重要な後発事象について	165
23	その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項について	166

24	計算書類に対する注記について	166
25	附属明細書について	166
26	財産目録について	170
Ⅲ	会計処理等に関する運用上の留意事項について	210
1	管理組織の確立	210
2	予算と経理	210
3	決算	211
4	拠点区分及び事業区分について	211
5	サービス区分について	212
6	本部会計の区分について	214
7	作成を省略できる計算書類の様式	214
8	借入金の扱い	214
9	寄附金の扱い	215
10	各種補助金の扱い	215
11	事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間の資金移動	216
12	事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間の貸付金（借入金）残高	216
13	共通支出及び費用の配分方法	216
14	基本金について	216
15	国庫補助金等特別積立金について	218
16	棚卸資産の会計処理等について	219
17	減価償却について	219
18	引当金について	220
19	積立金と積立資産について	220
20	リース会計について	222
21	退職給付について	223
22	資産価値の下落について	224
23	内部取引の相殺消去について	224
24	法人税、住民税及び事業税について	224
25	計算書類の勘定科目及び注記について	225
26	関連当事者との取引について	226
27	固定資産管理台帳について	227
Ⅳ	入札契約等の取扱い	264
1	入札契約関係について	264
2	計算書類等の扱いについて	266
Ⅴ	資金の流用及び異動	267

第1章

社会福祉法人制度の概要

I 社会福祉法人の基本的性格

1 社会福祉法人の定義

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）の定めるところにより設立された法人をいいます（**法第22条**）。社会福祉法人以外の者は、その名称中に「社会福祉法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはなりません（**法第23条**）。

2 社会福祉法人の要件

社会福祉法人は、社会福祉事業という公益性の高い事業を安定的・継続的に経営していくことが求められています。このため、特に財政面において、確固とした経営基盤を有していることが必要であることから、「社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。」とされています（**法第25条**）。

「必要な資産」については、「社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号、厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）」（最終改正：令和元年9月13日）の別紙1「社会福祉法人審査基準」にて定められています。具体的には、施設を経営する法人であれば、社会福祉事業を運営するのに必要な土地及び建物を自己所有していることを原則としており、施設を経営しない場合は、安定的に運営を図っていくのに必要な資産を有することとされています。

3 経営の原則

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならないとされています。また、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければなりません（**法第24条**）。

4 登記

社会福祉法人は、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の終了の各場合に、登記をしなければならないとされています。なお、登記事項については、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができません（**法第29条第1項、第2項**）。

なお、法人設立時の登記事項については、組合等登記令で下記のとおり定められています（**組合等登記令第2条**）。

- ① 目的及び業務

- ② 名称
- ③ 事務所の所在場所
- ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ⑤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- ⑥ 資産の総額

これらの事項について変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければなりません（**組合等登記令第3条第1項**）。

また、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三か月以内に行わなければなりません（**組合等登記令第3条第3項**）。

5 所轄庁（法第30条第1項等）

社会福祉法人は、所轄庁の認可により設立され、その後も定款の変更、解散、合併等に関し所轄庁の認可を受けなければなりません。また、法人の運営に関しその指導監督を受けることとなります。

社会福祉法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地の都道府県知事となります。ただし、次の場合は、各号に定める者が所轄庁となります。

（1）市長

主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人（（2）に掲げる社会福祉法人を除く。）であって、その行う事業が当該市の区域を超えないもの。

（2）指定都市の長

主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事業がその都道府県の区域内において二つ以上の市町村にわたるもの。

（3）厚生労働大臣

社会福祉法人でその行う事業が二以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであって、全国を単位として行われる事業、地域を限定しないで行われる事業、法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業を行っているもの。

II 社会福祉事業

社会福祉事業の定義については、法第2条にて、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分類されています。社会福祉に関連する事業であっても、第一種社会福祉事業又は第二種社会福祉事業に該当しない場合は、社会福祉法上の社会福祉事業としては取り扱われません。

第一種社会福祉事業は、国、地方公共団体又は社会福祉法人が経営することを原則とし（法第60条）、その他の者が経営しようとする場合には、都道府県知事の許可を受けなければならないとされています（法第62条第2項、第67条第2項）。

第二種社会福祉事業については、その実施主体に制限はなく、都道府県知事への届出により事業を開始することができます（法第69条）。

（注）社会福祉法人が施設を設置して第一種社会福祉事業を経営しようとするときは、都道府県知事への届出により事業を開始することができます（法第62条第1項）が、児童福祉法、老人福祉法、障害者総合支援法、介護保険法等の個別法の規定により、実際には社会福祉法人であっても、第一種社会福祉事業に該当する施設を設置するには都道府県知事の認可を受ける必要がある場合や、第二種社会福祉事業であっても設置認可（保育所）又は事業所の指定（介護保険事業所、障害福祉サービス事業所）を受ける必要がある場合があります。

1 第一種社会福祉事業（法第2条第2項）

（1）生活保護関係の事業（第1号）

① 救護施設

身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設（生活保護法第38条第2項）

② 更生施設

身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設（生活保護法第38条第3項）

③ 生計困難者を無料又は低額な料金で入居させて生活の扶助を行うことを目的とする施設

生活保護法第38条第6項に定める宿所提供施設（住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設）が含まれます。

④ 生計困難者に対して助葬を行う事業

(2) 児童福祉関係の事業 (第2号)

① 乳児院

乳児を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設 (児童福祉法第37条)

② 母子生活支援施設

配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設 (児童福祉法第38条)

③ 児童養護施設

保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設 (児童福祉法第41条)

④ 障害児入所施設

ア 福祉型障害児入所施設

障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とする施設 (児童福祉法第42条第1号)

イ 医療型障害児入所施設

障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うことを目的とする施設 (児童福祉法第42条第2号)

⑤ 児童心理治療施設

家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設 (児童福祉法第43条の2)

⑥ 児童自立支援施設

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設 (児童福祉法第44条)

(3) 老人福祉関係の事業 (第3号)

① 養護老人ホーム

市町村の措置により、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設 (老人福祉法第20条の4)

② 特別養護老人ホーム

下記の者を入所させ、又は養護することを目的とする施設（老人福祉法第20条の5）

- ・介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者
- ・市町村の措置により65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難であり、やむを得ない理由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認める者

③ 軽費老人ホーム

無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設で、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム以外のもの（老人福祉法第20条の6）。

（4）障害福祉関係の事業（第4号）

① 障害者支援施設

障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（児童福祉施設を除く）（障害者総合支援法第5条第11項）

（5）婦人保護関係の事業（第6号）

① 婦人保護施設

要保護女子（性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子）を収容保護するための施設（売春防止法第36条）

（6）その他の第一種社会福祉事業（第7号）

① 授産施設

生活保護法第38条第5項に定める授産施設（身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設）が含まれるほか、要保護者でない者を対象とする施設（社会福祉法上の授産施設）も存在する。

② 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

2 第二種社会福祉事業（法第2条第3項）

（1）生活保護関係の事業（第1号）

生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応じる事業

（1）の2 生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業

（第1号の2）

雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

（2）児童福祉関係の事業（第2号）

① 障害児通所支援事業

児童福祉法第6条の2の2に規定する

- ・ 児童発達支援（同条第2項）
- ・ 医療型児童発達支援（第3項）
- ・ 放課後等デイサービス（第4項）
- ・ 保育所等訪問支援（第5項）

を行う事業（同条第1項）

② 障害児相談支援事業

児童福祉法第6条の2の2に規定する

- ・ 障害児支援利用援助（同条第7項）
- ・ 継続障害児支援利用援助（第8項）

を行う事業（同条第6項）

③ 児童自立生活援助事業

義務教育修了児童等につき、共同生活を営むべき住居において日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、併せて児童自立生活援助の実施を解除された者につき相談その他の援助を行う事業（児童福祉法第6条の3第1項）

④ 放課後児童健全育成事業

小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業（児童福祉法第6条の3第2項）

⑤ 子育て短期支援事業

保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設その他の施設に入所させ、その者につき必要な保護を行う事業（児童福祉法第6条の3第3項）

⑥ 乳児家庭全戸訪問事業

一の市町村の区域内における原則として全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状

況及び養育環境の把握を行う他、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業（児童福祉法第6条の3第4項）

⑦ 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業（児童福祉法第6条の3第5項）

⑧ 地域子育て支援拠点事業

乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業（児童福祉法第6条の3第6項）

⑨ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業（児童福祉法第6条の3第7項）

⑩ 小規模住居型児童養育事業

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育に関し、相当の経験を有する者等の住居において養育を行う事業（児童福祉法第6条の3第8項）

⑪ 小規模保育事業

保育を必要とする乳児・幼児であって満3歳未満のものについて、当該保育を必要とすることを目的とする施設において、保育を行う事業（児童福祉法第6条の3第10項）

⑫ 病児保育事業

疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難であり、疾病にかかっている小学校就学児童について、病院や保育所等の施設において保育を行う事業（児童福祉法第6条の3第13項）

⑬ 子育て援助活動支援事業

児童の一時的な預かりや外出への支援を希望する者と、それらの援助を行うことを希望する者との連絡調整並びに援助希望者への講習等の支援を行う事業（児童福祉法第6条の3第14項）

⑭ 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設（児童福祉法第36条）

⑮ 保育所

保育を必要とする乳児又は幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（児童福祉法第39条）

⑯ 児童厚生施設

児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする施設（児童福祉法第40条）

⑰ 児童家庭支援センター

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村からの求めに応じた技術的助言その他の必要な援助や児童相談所長又は都道府県の委託を受けた指導を行い、併せて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他の援助を総合的に行うことを目的とした施設（児童福祉法第44条の2）

⑱ 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

(2) の2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する事業（第2号の2）

① 幼保連携型認定こども園

満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする乳幼児に対する保育を一体的に行うとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とした施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項）

(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉関係の事業（第3号）

① 母子家庭日常生活支援事業

配偶者のない女子で現に児童を扶養している者が疾病その他の理由により日常生活等に支障を生じたと認められる場合において、都道府県又は市町村の措置により居宅等において乳幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専門的知識を持って行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活等を営むのに必要な便宜を供与する事業（母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条）

② 父子家庭日常生活支援事業

配偶者のない男子で現に児童を扶養している者が疾病その他の理由により日常生活等に支障を生じたと認められる場合において、都道府県又は市町村の措置により居宅等において乳幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専門的知識を持って行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活等を営むのに必要な便宜を供与する事業（母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条の7）

③ 寡婦日常生活支援事業

寡婦が疾病その他の理由により日常生活等に支障を生じたと認められる場合において、都道府県又は市町村の措置により居宅等において食事の世話若しくは専門的知識を持って行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活等を営むのに必要な便宜を供与する事業（母子及び父子並びに寡婦福祉法第33条）

④ 母子・父子福祉施設

母子及び父子並びに寡婦福祉法第39条に規定する

・母子・父子福祉センター（第2項）

・母子・父子休養ホーム（第3項）

の2種類がある（第1項）

（4）老人福祉関係の事業（第4号）

① 老人居宅介護等事業

下記の者につき、これらの者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業（老人福祉法第5条の2第2項）

ア 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護を利用することが著しく困難であるとして市町村の措置に係る者

イ 介護保険法の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費、定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者

ウ 生活保護法の規定による居宅介護（介護保険法に規定する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護に限る。）又は介護予防（同法に規定する介護予防訪問介護に限る。）に係る介護扶助に係る者

② 老人デイサービス事業

下記の者につき、特別養護老人ホーム等の施設に通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の便宜を供与する事業（老人福祉法第5条の2第3項）

ア 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護を利用することが著しく困難であるとして市町村の措置に係る者

イ 介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費、介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者

ウ 生活保護法の規定による居宅介護（介護保険法に規定する通所介護及び認知症対応型通所介護に限る。）又は介護予防（同法に規定する介護予防通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に限る。）に係る介護扶助に係る者

③ 老人短期入所事業

下記の者につき、特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所させ、養護する

事業（老人福祉法第5条の2第4項）

ア 65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であるとして市町村の措置に係る者

イ 介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者

ウ 生活保護法の規定による居宅介護（介護保険法に規定する短期入所生活介護に限る。）又は介護予防（同法に規定する介護予防短期入所生活介護に限る。）に係る介護扶助に係る者

④ 小規模多機能型居宅介護事業

下記の者につき、心身の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜及び機能訓練を供与する事業（老人福祉法第5条の2第5項）

ア 65歳以上の者であって、身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが著しく困難であるとして市町村の措置に係る者

イ 介護保険法の規定による小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者

ウ 生活保護法の規定による居宅介護（介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護に限る。）又は介護予防（同法に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る介護扶助に係る者

⑤ 認知症対応型老人共同生活援助事業

下記の者につき、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業（老人福祉法第5条の2第6項）

ア 65歳以上の者であって、認知症であるために日常生活を営むのに支障がある者が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知証対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であるとして市町村の措置に係る者

イ 介護保険法の規定による認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者

ウ 生活保護法の規定による居宅介護（介護保険法に規定する認知症対応型共同生活介護に限る。）又は介護予防（同法に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護に限る。）に係る介護扶助に係る者

⑥ 複合型サービス福祉事業

下記の者につき、介護保険法に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、当該訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の要居宅介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスを供与する事業（老人福祉法第5条の2第7項）

ア 65歳以上の者であって、身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する複合型サービスを利用することが著しく困難であるとして市町村の措置に係る者

イ 介護保険法の規定による複合型サービスに係る地域密着型介護サービスの支給に係る者

ウ 生活保護法の規定による居宅介護（介護保険法に規定する複合型サービスに限る。）に係る介護扶助に係る者

⑦ 老人デイサービスセンター

下記の者を通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の便宜を供与することを目的とする施設（老人福祉法第20条の2の2）

ア 65歳以上の者であって、身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護を利用することが著しく困難であるとして市町村の措置に係る者

イ 介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費、介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者

ウ 生活保護法の規定による居宅介護（介護保険法に規定する通所介護及び認知症対応型通所介護に限る。）又は介護予防（同法に規定する介護予防通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に限る。）に係る介護扶助に係る者

⑧ 老人短期入所施設

下記の者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設（老人福祉法第20条の3）

ア 65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であるとして市町村の措置に係る者

イ 介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若し

くは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者
ウ 生活保護法の規定による居宅介護（介護保険法に規定する短期入所生活介護に限る。）又は介護予防（同法に規定する介護予防短期入所生活介護に限る。）
に係る介護扶助に係る者

⑨ 老人福祉センター

無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応じるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設（老人福祉法第20条の7）

⑩ 老人介護支援センター

地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又は現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の援助を総合的に行うことを目的とする施設（老人福祉法第20条の7の2）

(5) 障害福祉関係の事業（第4号の2）

① 障害福祉サービス事業

障害者総合支援法第5条に規定する

- ・ 居宅介護（同条第2項）
- ・ 重度訪問介護（第3項）
- ・ 同行援護（第4項）
- ・ 行動援護（第5項）
- ・ 療養介護（第6項）
- ・ 生活介護（第7項）
- ・ 短期入所（第8項）
- ・ 重度障害者等包括支援（第9項）
- ・ 施設入所支援（第10項）
- ・ 自立訓練（第12項）
- ・ 就労移行支援（第13項）
- ・ 就労継続支援（第14項）
- ・ 共同生活援助（第15項）

を行う事業（同条第1項）

② 一般相談支援事業

基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業（障害者総合支援法第5条第16項）

③ 特定相談支援事業

基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業（障害者総合支援法第5条第16項）

④ 移動支援事業

障害者等が円滑に外出することができるよう、障害者等の移動を支援する事業（障害者総合支援法第5条第24項）

⑤ **地域活動支援センター**

障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設（障害者総合支援法第5条第25項）

⑥ **福祉ホーム**

現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設（障害者総合支援法第5条第26項）

(6) 身体障害者福祉関係の事業（第5号）

① **身体障害者生活訓練等事業**

身体障害者に対する点字又は手話の訓練その他の身体障害者が日常生活又は社会生活を営むために必要な訓練その他の援助を提供する事業（身体障害者福祉法第4条の2第1項）

② **手話通訳事業**

聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者につき、手話通訳等に関する便宜を供与する事業（身体障害者福祉法第4条の2第2項）

③ **介助犬訓練事業**

介助犬の訓練を行うとともに、肢体の不自由な身体障害者に対し、介助犬の利用に必要な訓練を行う事業（身体障害者福祉法第4条の2第3項）

④ **聴導犬訓練事業**

聴導犬の訓練を行うとともに、聴覚障害のある身体障害者に対し、聴導犬の利用に必要な訓練を行う事業（身体障害者福祉法第4条の2第3項）

⑤ **身体障害者福祉センター**

無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設（身体障害者福祉法第31条）

⑥ **捕装具製作施設**

無料又は低額な料金で、捕装具の製作又は修理を行う施設（身体障害者福祉法第32条）

⑦ **盲導犬訓練施設**

無料又は低額な料金で、盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害のある身体障害者に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設（身体障害者福祉法第33条）

⑧ **視聴覚障害者情報提供施設**

無料又は低額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物、聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録した物であって専ら視聴覚障害者が利用するものを製作し、若しくはこれらを視聴覚障害者の利用に供し、又は点訳若しくは手話

通訳等を行う者の養成若しくは派遣その他の便宜を供与する施設（身体障害者福祉法第34条）

⑨ 身体障害者の更生相談に応ずる事業

(7) 知的障害者福祉関係の事業（第6号）

知的障害者の更生相談に応じる事業

(8) 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業（第8号）

いわゆる無料低額宿泊所を経営する事業が該当する。

(9) 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業（第9号）

いわゆる無料低額診療事業が該当する。

(10) 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業（第10号）

いわゆる無料低額老健施設利用事業が該当する。

(11) 隣保事業（第11号）

隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。

(12) 福祉サービス利用援助事業（第12号）

精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（社会福祉事業として提供されるものに限る）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。

(13) 社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業（第13号）

Ⅲ 公益事業と収益事業

社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（公益事業）又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業の経営に充てることを目的とする事業（収益事業）を行うことができます（法第26条第1項）。

なお、「その経営する社会福祉事業に支障がない」とは、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであり、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要とされています（社会福祉法人審査基準）。また、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものも適当ではありません。

1 公益事業

公益事業は、公益を目的とする事業であって社会福祉事業に該当しない事業です。

公益事業の具体例としては、「社会福祉法人審査基準」及び「社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号、厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知）」（最終改正：令和元年9月13日）の別紙「社会福祉法人審査要領」に下記のとおり具体例が示されています。

社会通念上は公益性が認められるものであっても社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないほか、公益事業において剰余金を生じた時は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てることとされています（社会福祉法人審査基準）。

（1）社会福祉法人審査基準に記載されている事業

- ① 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
- ② 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等を支援する事業
- ③ 上記②に関する支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
- ④ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
- ⑤ 入所施設からの退院・退所を支援する事業
- ⑥ 子育て支援に関する事業
- ⑦ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
- ⑧ ボランティアの育成に関する事業
- ⑨ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）
- ⑩ 社会福祉に関する調査研究等

(2) 社会福祉法人審査要領に記載されている事業

① 法第2条第4項第4号に規定する、事業規模要件を満たさない（常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては5人、その他のものにあつては20人）ために社会福祉事業に含まれない事業

② 介護保険法に規定する

- ・ 居宅サービス事業
- ・ 地域密着型サービス事業
- ・ 介護予防サービス事業
- ・ 地域密着型介護予防サービス事業
- ・ 居宅介護支援事業
- ・ 介護予防支援事業
- ・ 介護老人保健施設を経営する事業
- ・ 地域支援事業を市町村から受託して実施する事業

なお、居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しなくても差し支えありません。

③ 有料老人ホームを経営する事業

④ 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業

⑤ 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業

なお、営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当でなく、また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業になります。

2 収益事業

収益事業は、法人が行う社会福祉事業又は公益事業の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であつて、社会通念上事業と認められる程度のものであることとされています。

事業の種類については特別の制限はありませんが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないとされています。

なお、法人税法上の収益事業の範囲に含まれない事業であっても、社会福祉法人の定款上は収益事業として扱う場合があるとされています（いずれも**社会福祉法人審査基準**）。

収益事業の具体例としては、社会福祉法人審査要領において「当該法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル、駐車場の経営、公共的施設内の売店の経営等安定した収益が見込める事業が適当である」とされている一方、社会福祉事業の実施する収益事業としてふさわしくない例として下記の事業・場合が挙げられています。

① 法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるので、法人は行うことができない

い事業

- ・風営法にいう風俗営業及び風俗関連営業
- ・高利な融資事業
- ・これらの事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業

② 「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」がある場合

- ・社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合
- ・社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合

また、「一定の計画の下に、収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められるもの」に該当しないので、結果的に収益を生じる場合であっても収益事業として定款に記載する必要はありません。(社会福祉法人審査要領)

- ① 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合、例えば、会議室を法人が使用しない時間に外部の者に使用させる場合等
- ② たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合
- ③ 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を営む場合

IV 社会福祉法人に対する指導監督

1 所轄庁による監督

社会福祉法人の所轄庁となり得る厚生労働大臣、都道府県知事及び市長は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、社会福祉法人からその業務又は財産の状況に関し、報告を徴し、又は当該職員に、社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます。(法第56条第1項)

この規定を受け、実際には法人の所轄庁が、指導監査を含め社会福祉法人に対する一般的監督を行っています。

(1) 指導監督

社会福祉法第56条第1項を根拠に、所轄庁による社会福祉法人に対する指導監査が行われます。

(2) 勧告・公表・命令

① 改善勧告

所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置（役員解職を除く。）をとるべき旨を勧告することができます(法第56条第4項)。

② 公表

当該勧告を受けた社会福祉法人が期限内に従わなかったときは、その旨を公表することができます(法第56条第5項)。

③ 改善命令

勧告を受けた社会福祉法人が正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置を命ずることができます(法第56条第6項)。

④ 業務の停止命令・役員解職勧告

社会福祉法人が業務改善命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解職を勧告することができます(法第56条第7項)。

⑤ 法人の解散命令

所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は正当の事由がないのに1年以上にわたってその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができます(法第56条第8項)。

2 公益事業又は収益事業の停止

公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人については、次の各号のいずれかに該当する事由があると認められるときは、社会福祉法人に対し、その事業の停止を命ずることができます（**法第57条**）。

- ・社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。
- ・社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。
- ・当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること

第2章

社会福祉法人の設立及び組織

I 法人の設立

社会福祉法人の設立は、大きく分けて

- ① 定款の作成及び設立認可の申請
- ② 所轄庁の認可
- ③ 設立の登記

という3つの手続を経て行われます。

1 設立認可の申請

社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもって少なくとも下記の事項を定め、当該定款について所轄庁の認可を受けなければなりません(法第31条第1項)。

※所轄庁が市長となる法人の設立に係る手続は、当該各市において行われることとなりますので、ご留意ください。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 社会福祉事業の種類
- ④ 事務所の所在地
- ⑤ 評議員及び評議員会に関する事項
- ⑥ 役員(理事及び監事)の定数その他の役員に関する事項
- ⑦ 理事会に関する事項
- ⑧ 会計監査人を置く場合には、これに関する事項
- ⑨ 資産に関する事項
- ⑩ 会計に関する事項
- ⑪ 公益事業を行う場合には、その種類
- ⑫ 収益事業を行う場合には、その種類
- ⑬ 解散に関する事項
- ⑭ 定款の変更に関する事項
- ⑮ 公告の方法

また、設立当初の役員及び評議員は、定款で定めなければならないとされているほか(法第31条第3項)、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは、その効力を有しません(法第31条第5項)。

なお、法人の解散に関し残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければなりません(法第31条第6項)。残余財産の帰属について定款に特別の定めがない場合は、国庫に帰属することとなります(法第47条)。

(1) 定款の作成例

社会福祉法人が作成すべき定款例として「社会福祉法人の認可について(平

成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号、厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)」（最終改正：令和元年9月13日）の別紙2「社会福祉法人定款例」が定められています。

(2) 必要書類

所轄庁に対し設立認可申請を行うに際し、必要とされる書類は下記の通りです（社会福祉法施行規則第2条）。

- ① 次の事項を記載した設立認可申請書
 - ア 設立者又は設立代表者の氏名及び住所
 - イ 社会福祉法人の名称及び主たる事務所の所在地
 - ウ 設立の趣意
 - エ 評議員となるべき者及び役員（理事及び監事）となるべき者の氏名
 - オ 他の評議員及び役員となるべき者のうちに、その者と婚姻関係又は三親等以内の親族関係にある者等がいるときは、その氏名及びその者との関係を説明する事項
- ② 定款
- ③ 添付書類
 - ア 設立当初において当該法人に帰属すべき財産の財産目録及び当該財産が当該法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類
※全ての資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示するもの。
 - イ 当該法人がその事業を行うために上記の財産目録に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、その使用の権限が当該法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類
 - ウ 設立当初の会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書
 - エ 設立者の履歴書
 - オ 設立代表者を定めたときは、その権限を証明する書類
 - カ 評議員となるべき者及び役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書

なお、所轄庁は上記以外の書類であっても、不動産の価格評価書その他必要な書類の提出を求めることができるため（社会福祉法施行規則第2条第3項）、所轄庁から求めがあった場合には必要な書類を提出していただくことになります。

その他に提出いただく書類の例

- ◎ **設立当初の財産が法人に帰属することを証する書類（上記ア関連）**
 - ・ 贈与契約書、売買契約書又は確約書
 - ・ 贈与者の身分証明書、登記されていないことの証明書、印鑑登録証明書、残高証明書、所得証明書
 - ・ 法人からの贈与の場合は定款、法人登記簿謄本、議事録、決算書
 - ・ 土地等の登記事項証明書、価格評価書
 - ・ 所有権移転登記確約書
 - ・ 農地転用許可申請書

- ◎ **法人に帰属しない不動産の使用権限を証する書類（上記イ関連）**
 - ・ 土地所有権者の印鑑証明書
 - ・ 無償貸与・地上権設定・土地賃貸借に係る契約書又は確約書
 - ・ 土地等の登記事項証明書
 - ・ 農地転用許可申請書

- ◎ **設立者・役員・評議員・施設長に関する書類（上記カ関連）**
 - ・ 名簿（役員・評議員）
 - ・ 履歴書、印鑑登録証明書、身分証明書等、就任承諾書
 - ・ 選任理由書（施設長）

- ◎ **施設建設関係書類**

- ◎ **諸規程**
 - ・ 定款細則
 - ・ 就業規則
 - ・ 給与規程・旅費規程
 - ・ 経理規程 等

※事例ごとに必要な書類の加除がありますので、詳細は設立手続き時に改めて確認してください。

2 所轄庁の認可

所轄庁は

- ・当該申請に係る社会福祉法人の資産が要件に該当しているかどうか
 - ・定款の内容及び設立の手續が、法令の規定に違反していないかどうか
- 等を審査した上で、法人設立に係る定款の認可を決定します（**法第32条**）。

3 設立の登記

社会福祉法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立します（**法第34条**）。

所轄庁による認可が行われると、法人設立認可書が交付され、これにより設立の登記を行うことが可能となります。所轄庁の認可が行われただけでは、法人は設立されたことになりませんのでご注意ください。

また、社会福祉法人は、所轄庁の認可後に登記を行うこととなりますが、千葉県では登記の手續き終了後、登記簿謄本の写しの提出を求めています。

4 財産の移動の報告

社会福祉法人は、その設立の認可を受けたときは、遅滞なく財産目録記載の財産の移転を受けて、その移転を終了した後1月以内にこれを証明する書類を添付して所轄庁に報告しなければならないとされています（**社会福祉法施行規則第2条第4項**）。

5 認可申請書類の提出

認可申請書類は、副本1通を添付しなければならないとされています（**社会福祉法施行規則第2条第5項**）。

Ⅱ 資産

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならないとされており（**法第25条**）、これは、所轄庁が法人設立の認可を決定する審査を行うに際して特に考慮すべき事項として明記されています（**法第32条**）。

1 資産の所有

（1）原則

「社会福祉法人審査基準」においては、社会福祉法人の資産所有の原則として、社会福祉事業を行うために必要なすべての物件について所有権を有していること、又は、国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることを定めています。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととしていますが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければなりません。

（2）特例

特別養護老人ホームや保育所等の設置においては、都市部等地域以外の地域においても国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けることができるよう要件緩和が拡大される場合があるなど、下記の施設を設置する場合には、各々個別の通知において特例が定められています。

① 特別養護老人ホームを設置する場合

「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年8月22日社援第1896号、老発第599号厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長連名通知）

② 地域活動支援センターを設置する場合

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成24年3月30日社援発第0330第5号社会・援護局長通知）

③ 既設法人が福祉ホームを設置する場合

「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第669号、社援第2028号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知）

④ 既設法人が通所施設を設置する場合

「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第670号、社援2029号、老発第628号、児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、

社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)

⑤ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合

「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号、社援発0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)

⑥ 地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」又は構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」を設置する場合

「地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて」(平成16年12月13日社援発第1213003号、老発1213001号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)

⑦ 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業(利用定員が10人以上であるものに限る。)を行う施設を設置する場合

「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号、社援発第0524008号働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)第1の1及び2に準じた取扱い

⑧ 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型住居施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合

「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型住居施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成28年7月27日付け社援発0727第1号、老発0727第1号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)

2 資産の区分

社会福祉法人の資産は

- ① 基本財産
- ② その他財産
- ③ 公益事業用財産(公益事業を行う場合)
- ④ 収益事業用財産(収益事業を行う場合)

に区分されます。

(1) 基本財産

基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に提供する場合には、所轄庁の承認を受けなければならない旨定款に明記しなければなりません(社会福祉法人審査基準)。

① 社会福祉施設を経営する法人

すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければなりません。ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあっては、

1, 000万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る）を基本財産として有していなければなりません。

② 社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金を除く）

一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければなりません。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める資産とすることができます。

③ 居宅介護等事業の経営を目的として法人を設立する場合の特例

「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成12年9月8日障第671号、社援第2030号、老発第629号、児発第733号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、居宅介護等事業（母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業又は障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。）の経営を目的として法人を設立する場合においては、下記の要件を満たしていれば、1, 000万円以上に相当する資産を基本財産とすることで足りるとされています。

ア 5年（特定非営利活動法人又は当該居宅介護等事業の事業所の所在地の市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合には3年）以上にわたって居宅介護等事業の実績を有しているとともに、地方公共団体からの委託、介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定又は障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定を受けていること。

イ 一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

なお、この特例を受けて設立された法人は、居宅介護等事業の経営のみを行うことを原則としますが、下記の事業については、居宅介護等事業の経営と併せて行うことができます。

- A 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
- B 障害児通所支援事業（児童発達支援（児童発達支援センターで行う場合を除く。）又は放課後等デイサービスに限る。）又は老人デイサービス事業
- C 重度障害者等包括支援
- D 移動支援事業
- E 地域活動支援センターを経営する事業

④ 共同生活援助事業等の経営を目的として法人を設立場合の特例

「共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立場合の資産要件等について」（平成14年8月30日社援第0830007号、老発第0830006号厚生省社会・援護局長、老健局長連名通知）により、共同生活援助

事業等（認知証対応型老人共同生活援助事業、小規模多機能型居宅介護事業及び複合型サービス福祉事業又は障害福祉サービス事業（共同生活介護又は共同生活援助に係るものに限る。）の経営を目的として法人を設立する場合においては、下記の要件を満たしていれば、1,000万円以上に相当する資産を基本財産とすることで足りるとされています。

ア 5年（特定非営利活動法人又は当該共同生活援助事業等の事業所の所在地の市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合には3年）以上にわたって共同生活援助事業等の実績を有しているとともに、地方公共団体からの委託、介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅サービス事業者若しくは障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定若しくは児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者（保育所等訪問支援事業者を除く。）の指定を受けていること。

イ 一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること

なお、この特例を受けて設立された法人は、共同生活援助事業等の経営のみを行うことを原則としますが、下記の事業については、共同生活援助事業等の経営と併せて行うことができます。

- A 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
- B 老人デイサービス事業、障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）又は障害児通所支援事業を営む事業
- C 老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援に限る。）重度障害者等包括支援
- D 移動支援事業
- E 地域活動支援センターを営む事業

⑤ 介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合の特例

「介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」（平成15年5月8日社援第0508002号厚生労働省社会・援護局長通知）により、介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合においては、下記の要件を満たしていれば、1,000万円以上に相当する資産を基本財産とすることで足りるものとされています。

ア 5年（特定非営利活動法人又は当該訓練事業の事業所の所在地の市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合には3年）以上にわたって訓練事業の実績を有しているとともに、地方公共団体又は民間社会福祉団体からの委託又は助成を受けているか、あるいは過去に受けていたことがあること。

イ 一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

⑥ **社会福祉協議会（社会福祉施設を経営するものを除く）及び共同募金会の特例**
300万円以上に相当する資産を基本財産として有しなければなりません。ただし、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会にあっては、300万円と10円に当該市町村または当該区の人口を乗じて得た額（100万円以下のときは100万円とする。）とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差し支えないとされています（**社会福祉法人審査基準**）。

⑦ **基本財産の担保提供**

基本財産を担保として提供する場合は、担保提供の目的の妥当性、担保提供の必要性、担保提供方法の妥当性、担保提供に係る意思決定の適法性を明記する必要があります。（**社会福祉法人審査基準**）

具体的には、社会福祉法人審査要領に記載されています。

ア 「担保提供の目的の妥当性」とは、法人の役員や役員の経営する会社等の債務の担保に供するなど、当該法人の事業とは無関係の目的で行う担保提供であってはならず、借入金の目的は社会福祉事業に充てられるべきものであること。

イ 「担保提供の必要性」とは、国又は地方公共団体からの十分な額の助成が見込めないこと、基本財産以外に処分しうる財産が存在しないこと等の理由により、基本財産の担保提供を行う以外に適当な資金調達の手段がないこと。

ウ 「担保提供方法の妥当性」とは、当該担保提供に係る借入金について、適正な償還計画があり、かつ、法人に対する寄附金や事業収入の状況から判断して、償還期間中に当該法人の事業運営に支障が生じないと認められること。また、担保提供の承認の対象となる借入先が、地方公共団体、社会福祉協議会のほか、確実な民間金融機関を含むものであること。

エ 「担保提供に係る意思決定の適法性」とは、定款所定の手続を経ていること。

(2) **その他財産**

① 基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべてその他財産となります。

② その他財産の処分等に特別の制限はありませんが、社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分しないよう留意することとされています（**社会福祉法人審査基準**）。

(3) **公益事業用財産及び収益事業用財産**

公益事業及び収益事業の用に供する財産は、他の財産と明確に区分して管理することとされています。ただし、事業規模が小さい公益事業については、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限りで他の財産を活用しても差し支えないとされています（**社会福祉法人審査基準**）。

3 法人設立時における資産に関する留意事項

(1) 法人設立時の寄附について

法人の設立に際して、寄附金が予定されている場合は、法人設立後にその履行がなされないときは法人運営に著しく支障を来すことから、所轄庁において、下記の点について慎重な審査が行われますのでご留意ください（**社会福祉法人審査要領**）。

- ① 書面による贈与契約が締結されていることについて、契約書の写及び寄付予定者の印鑑登録証明書等があること。
- ② 寄付者の所得能力、営業実績、資産状況等から当該寄付が確実に行われることについて、所得証明書、納税証明書、残高証明書、資産証明書等があること。
- ③ 個人の寄附については、年間の寄附額をその者の年間所得から控除した後の所得額が社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を上回っていません。

(2) 法人設立時の運用財産について

法人を設立する場合にあっては、必要な資産としてその他財産のうちに当該法人の年間事業費の1/2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければなりません。

なお、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の介護保険上の事業、障害者総合支援法上の障害福祉サービス又は児童福祉法上の障害児通所支援事業若しくは障害児施設入所支援にも該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあっては、1/2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが望ましいとされています（**社会福祉法人審査要領**）。

4 資産の管理

(1) 基本財産の管理運用

安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、下記のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当ではないとされています（**社会福祉法人審査基準**）。

- ① 価格の変動が著しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債権等）
- ② 客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）
- ③ 減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産）
※社会福祉施設の用に供する不動産を除く
- ④ 回収が困難になるおそれのある方法（融資）

(2) 基本財産以外の管理運用（その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産）

安全、確実な方法で行うことが望ましいとされていますが、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められます。ただし、子会社の保有のた

めの株式の保有は認められないものであり、株式の取得は上場株や店頭公開株のように公開市場を通してのもの等に限られます（社会福祉法人審査基準）。

なお、以下の要件を満たす場合には、保有割合が2分の1を超えない範囲で、未公開株を保有することが可能となります。

- ① 社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること。
- ② 法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること。
- ③ 未公開株への拠出（額）が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること。

（3）法人の財産（基本財産、基本財産以外の財産双方）

価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が相当部分を占めないようにする必要があります。

Ⅲ 評議員・評議員会

評議員会は、社会福祉法人制度改革により、社会福祉法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置付けられ、全ての社会福祉法人の必置の議決機関とされています。

1 評議員

(1) 定数

評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える必要があります（**法第40条第3項**）。

なお、平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円を超えない法人及び平成28年度中に設立された法人にあっては、平成32年3月31日まで評議員の人数を4人以上とする緩和措置があります（**社会福祉法附則第10条**）。

(2) 評議員の選任及び解任

評議員の選任及び解任の方法については、法人が定款で定めることとしていますが、理事又は理事会で評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しません（**法第31条第5項**）。

また、定款で定める方法としては、外部委員が参加する機関（評議員選任・解任委員会）を設置し、この機関の決定に従って行う方法等が考えられるとされています（**社会福祉法人審査基準**）。

(3) 評議員の任期

評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなります（**法第41条**）。

ただし、定款によって、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議委員会の終結の時までに伸長することも妨げません（**法第41条**）。

(4) 評議員の報酬等

評議員、理事及び監事の報酬については、その額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければなりません（**法第59条の2第1項**）。

また、評議員、理事及び監事の報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けなければなりません（**法第45条の3第2項**）。

(5) 資格等

評議員は、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから

選任することとされており（**法第39条**）、社会福祉法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続きにより選任されている限り、制限は受けません（**社会福祉法人審査基準**）。

ただし、次に掲げる者は、評議員となることができません（**法第40条第1項**）。

- ① 法人
- ② 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令（**社会福祉法施行規則第2条の6の2**）で定めるもの
- ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑤ 所轄庁の解散命令（**法第56条第8項**）により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

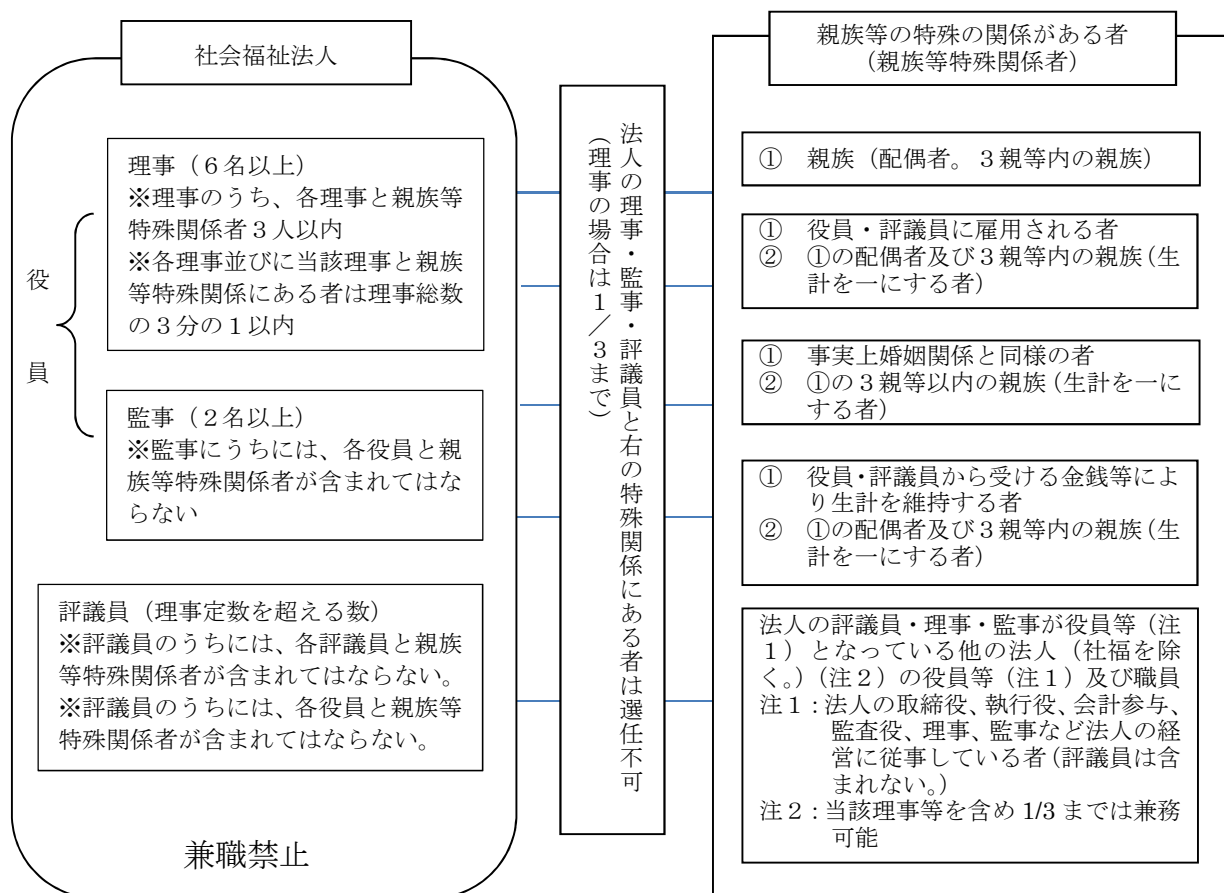
この他、法により、以下のとおり規定されています。

- ① 評議員は、役員又は社会福祉法人の職員を兼ねることができない（**法第40条第2項**）。
- ② 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない（**法第40条第3項**）。
- ③ 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない（**法第40条第4項**）。
- ④ 評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない（**法第40条第5項**）。

また、「社会福祉法人審査基準」においては以下のとおり規定されています。

- ① 関係行政庁の職員が法人の評議員又は役員となることは法第61条に規定する公私の原則に照らし適当でないので、差し控えること。
※社会福祉協議会にあっては、役員総数の5分の1の範囲内で関係行政庁の職員が、その評議員又は役員となっても差し支えない。
- ② 実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目的に選任することは適当でないこと。
- ③ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、評議員又は役員として参加したりすることは適当でないこと。

※親族等の特殊関係者について



2 評議員会

(1) 組織

評議員会は、全ての評議員で組織します（法第45条の8）。

(2) 決議

評議員会は社会福祉法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができます（法第45条の8第2項）。

(3) 権限等

社会福祉法の規定により評議員会の決議を必要とする下記の事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しません（法第45条の8第3項）。

- ① 理事及び監事（並びに会計監査人）の選任又は解任
- ② 理事及び監事の報酬等の額
- ③ 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- ④ 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- ⑤ 定款の変更
- ⑥ 残余財産の処分

- ⑦ 基本財産の処分
- ⑧ 社会福祉充実計画の承認
- ⑨ その他評議員会で決議をするものとして法令又は定款に定めた事項
ただし、会計監査人を置いていない場合は、①の〈 〉内は不要です。

(4) 運営

定時評議員会は、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければなりません(法第45条の9第1項)。

また、必要がある場合は、いつでも招集することができます(法第45条の9第2項)。

なお、評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定め、評議員会の日の一週間前までに、評議員に対して、書面で通知する必要があります(法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条、第182条)。

- ① 評議員会の日時及び場所
- ② 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
- ③ その他、厚生労働省令で定める事項

この他、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができます(法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第183条)。

IV 役員等

1 役員等

社会福祉法人には役員として理事及び監事を置かなければなりません（**法第36条第1項**）。

(1) 選任及び解任

理事、監事の選任及び解任は、評議員会での決議が必要です（**法第43条第1項**）。なお、選任にあたっては、理事の就任承諾の意思表示が必要です。

(2) 理事等の資格等

- ① 理事及び監事にも評議員の資格規定（**法第40条第1項**）が準用されます。
- ② 監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることはできません（**法第44条第2項**）。
- ③ 理事6人以上、監事は2人以上でなければなりません（**法第44条第3項**）。
- ④ 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と特殊の関係にある者が理事総数の三分の一を超えて含まれてはなりません（**法第44条第6項**）。
- ⑤ 理事のうちには、次に掲げる者が含まれていなければなりません（**法第44条第4項**）。

ア 社会福祉事業の経営に識見を有する者

社会福祉に関する教育・研究者、社会福祉事業・社会福祉関係の行政従事経験者、公認会計士・税理士・弁護士 等

イ 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する事情に通じている者

社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体職員、民生委員・児童委員、社会福祉に関するボランティア団体・親の会等の代表者、医師、保健師、看護師等医療関係者、自治会、町内会、商店会等の役員等

ウ 施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者

第1種社会福祉事業の施設の管理者、第2種社会福祉事業（但し、保育所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所が法人の経営する事業の中核である場合に限る。）の管理者等

- ⑥ 監事のうちには、次に掲げる者が含まれていなければなりません（**法第44条第5項**）。

ア 社会福祉事業について識見を有する者

イ 財務管理について識見を有する者

公認会計士、税理士、社会福祉法人・公益法人や民間企業等において財務・経理等を担当した経験を有する者等

※理事及び監事の欠格事項、親族等の特殊の関係にある者の制限については、評議員の特殊関係者を参照のこと。

このほか、

- ① 関係行政庁の職員が法人の評議員又は役員となることは法第61条に規定する公私の原則に照らし適当でないので、差し控えること
※社会福祉協議会にあっては、役員総数の5分の1の範囲内で関係行政庁の職員が、その評議員又は役員となっても差し支えない
- ② 実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目的に選任することは適当でないこととされています。

(3) 役員任期

役員任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとします。

ただし、定款によってその任期を短縮することは妨げません（法第45条）。

(4) 役員解任

役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の議決によって、当該役員を解任できます（法第45条の4）。

- ① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- ② 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
なお、監事を解任する場合においては、議決に加わることのできる評議員の三分の二以上に当たる多数による議決をもって行わなければならないとされています（法第45条の9第7項）。

(5) 役員に欠員を生じた場合の措置

- ① 法律又は定款で定めた役員員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（一時役員職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有します（法第45条の6）。
- ② 上記に規定する場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時役員職務を行うべき者を選任することができます（法第45条の6第2項）。

2 理事の職務及び権限等

- ① 理事は、法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行わなければならない（法第45条の16第1項）。
- ② 理事長及び理事会の決議によって社会福祉法人の業務を執行する理事として選定された理事は、3月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない（法第45条の16第2項第2号、第3項）。
ただし、定款で毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上その報告をしな

ければならない旨を定めた場合は、この限りではありません(法第45条の16第3項ただし書)。

3 理事長の職務及び権限

- (1) 理事長は、社会福祉法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有します(法第45条の17)。
- (2) 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することはできません(法第45条の17第2項)。

4 監事

(1) 監事の職務

監事の職務は、下記のとおり定められていますが、監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならないとされていることから、理事会への出席義務があるといえます(法第45条の18第3項により準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条)。

- ① 監事は、理事の業務執行の状況を監査し、監査報告を作成します。
- ② 監事は、いつでも、理事及び社会福祉法人の職員に対して事実の報告を求め、又は当該社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(2) 監事の兼職禁止

監事は、理事、評議員又は社会福祉法人の職員を兼ねることはできません。

5 理事会

(1) 理事会の権限等

- ① 理事会は、全ての理事で組織します(法第45条の13第1項)。
- ② 理事会は、次に掲げる職務を行うとされています(法第45条の13第2項)。
 - ア 社会福祉法人の業務執行の決定
 - イ 理事の職務の執行の監督
 - ウ 理事長の選定及び解職
- ③ 理事会は、理事の中から理事長一人を選定しなければなりません(法第45条の13第3項)。
- ④ 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができません(法第45条の13第4項)。
 - ア 重要な財産の処分及び譲受け
 - イ 多額の借財
 - ウ 重要な役割を担う職員を選任及び解任
 - エ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - オ 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備

⑤ 理事会の招集

理事会は各理事が招集することができます。ただし理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事が招集します（**法第45条の14第1項**）。

また、前段ただし書きに規定する場合には、前段ただし書きの規定により定められた理事以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的事項を示して、理事会の招集を請求することができます（**法第45条の14第2項**）。

なお、理事会を招集する理事は、理事会の日の1週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、各理事及び監事に対してその通知を発しなればなりません。ただし、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができます（**法第45条の14第9項**により準用する**一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条第2項**）。

⑥ 理事会の運営

理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行うこととされています（**法第45条の14第4項**）。

また、決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできません（**法第45条の14第5項**）。

なお、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該事項について理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができます（**法第45条の14第9項**により準用される**一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条**）。

V 会計監査人

1 会計監査人の設置

社会福祉法人は、定款の定めによって会計監査人を置くことができます（**法第36条第2項**）。

また、事業の規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人（特定社会福祉法人といいます。）は、会計監査人を置かなければなりません（**法第37条、社会福祉法施行令第13条の3**）。

- (1) 前年度の決算における法人単位事業活動計算書におけるサービス活動収益が30億円を超える法人
- (2) 法人単位貸借対照表における負債が60億円を超える法人
ただし、特定社会福祉法人の基準は、段階的に拡大していくことが予定されています。

2 会計監査人の資格等

- (1) 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければなりません（**法第45条の2**）。
- (2) 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを社会福祉法人に通史しなければなりません（**法第45条の2第2項**）。
- (3) 公認会計士法の規定により、計算書類（法第45条の27第2項に規定する計算書類をいう。法第45条の19第1項及び法第45条の21第2項第1号イにおいて同じ。）について、監査をすることができない者は、会計監査人となることができません（**法第45条の2第3項**）。
- (4) 理事、監事又は当該会計監査人設置社会福祉法人の職員である者を使用してはなりません（**法第45条の19第5項第2号**）。
- (5) 会計監査人設置社会福祉法人から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者を使用してはなりません（**法第45条の19第5項第3号**）。

3 会計監査人の選任等

(1) 会計監査人の選任

会計監査人は、評議員の決議によって選任されます（**法第43条第1項**）。

(2) 会計監査人の任期

- ① 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとされています（**法第45条の3第1項**）。
- ② 前項の定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、当該定時評

議員会において再任されたものとみなされます（法第45条の3第2項）。

- ③ 前2項の規定にかかわらず、会計監査人設置の社会福祉法人が会計監査人を置く旨の定めを廃止する定款の変更をした場合には、会計監査人の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に終了することになります（法第45条の3第3項）。

（3） 会計監査人の解任

会計監査人が、下記のいずれかに該当するときは、評議員会の議決によって、当該会計監査人を解任することができるかとされています（法第45条の4第2項、第45条の5）。

- ① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- ② 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- ③ 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

4 会計監査人の職務

会計監査人は、社会福祉法人の計算書類及びその附属明細書、財産目録を監査し、会計監査報告を作成しなければなりません（法第45条の19第1項及び第2項）。

VI 役員等の損害賠償責任

1 社会福祉法人に対する損害賠償責任

理事、監事若しくは会計監査人（以下「役員等」という。）又は評議員は、その任務を怠ったときは、社会福祉法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うこととなります（**法第45条の20**）。

また、理事が自己又は第三者のために社会福祉法人の事業の部類に属する取引をしようとするときや、社会福祉法人と取引しようとするとき、及び社会福祉法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において社会福祉法人と当該理事との利益が相反する取引（**一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条**）によって、理事又は第三者が得た利益の額は損害の額と推定することができ（**法第45条の20第2項**）、その取引によって損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠ったものと推定するとされていることから損害賠償の責を負う可能性があります（**法第45条の20第3項**）。

- ① 自己又は第三者のために社会福祉法人の事業の部類の取引をした理事
- ② 社会福祉法人が当該取引をすることを決定した理事
- ③ 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

2 第三者に対する損害賠償責任

役員等又は評議員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等又は評議員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負います（**法第45条の21**）。

ただし、次に掲げる者が、下記の行為をしたときも損害賠償の責任を負うこととなりますが、当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことが証明されれば、この限りではありません（**法第45条の21第2項**）。

(1) 理事

- ① 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録（**法第45条の21第2項第1号**）
- ② 虚偽の登記
- ③ 虚偽の広告

(2) 監事

監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録（**法第45条の21第2項第2号**）

(3) 会計監査人

会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録（**法第45条の21第2項第3号**）

3 役員等又は評議員の連帯責任

役員等又は評議員が社会福祉法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等又は評議員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とされます（**法第45条の22**）。

第3章

社会福祉法人の運営

I 定款の変更

1 評議員会の決議

定款の変更については、評議員会の決議（決議に加わることができる評議員の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数）によらなければなりません（**法第45条の36第1項**）。

2 定款変更認可

定款の変更は、厚生労働省令で定める事項に係るものを除き、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じません（**法第45条の36第2項**）。

厚生労働省令で定める事項については、社会福祉法施行規則第4条において

- ① 事務所の所在地
- ② 資産に関する事項（基本財産の増加に限る）
- ③ 公告の方法

の3つが挙げられています。

なお、上記の事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければなりません（**法第45条の36第4項**）。

【参考】

社会福祉法（抜粋）

第45条の36 定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。

2 定款の変更（厚生労働省令で定めるものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第32条の規定は、前項の認可について準用する。

4 社会福祉法人は、第2項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届出なければならない。

社会福祉法施行規則（抜粋）

第4条 法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 法第31条第1項第4項に掲げる事項（事業所の所在地）
- 2 法第31条第1項第9項（資産に関する事項。ただし、基本財産の増額に限る。）
- 3 法第31条第1項第15項（公告の方法）

3 定款変更認可申請に係る必要書類

定款変更認可申請に係る必要書類は、下記のとおりです（**社会福祉法施行規則第3条第1項**）。

- ① 定款変更認可申請書（定款変更の条項及び理由を記載）
- ② 定款に定める手続を経たことを証明する書類（例：理事会及び評議員会の議事録）

③ 変更後の定款（本県では変更前の定款の提出も求めています）と規定されています。

なお、新たに事業を經營する場合に係るものであるとき（**社会福祉法施行規則第3条第2項**）は、

- ① 当該事業の用に供する財産及びその価格を記載した書類並びにその権利の所属を明らかにすることができる書類
- ② 当該事業を行うため④の書類に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、その使用の権限の所属を明らかにすることができる書類
- ③ 当該事業について、その開始の日の属する会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支計算書

また、従来經營していた事業を廃止する場合に係るものであるとき（**社会福祉法施行規則第3条第3項**）は、

- ① 廃止する事業の用に供している財産の処分方法を記載した書類を、それぞれ添付しなければなりません。

なお、所轄庁は上記以外の書類であっても、必要な書類の提出を求めることができるため、所轄庁から求めがあった場合には必要な書類を提出していただくこととなります。

おって、千葉県では定款変更の登記の手続き終了後、登記簿謄本の写しの提出を求めています。

Ⅱ 租税特別措置法第40条の特例の適用を受けるに当たっての留意点

個人が法人に対して土地、建物などの財産を寄附した場合には、これらの財産は寄附時の時価で譲渡があったものとみなされ、これらの財産の取得時から寄附時までの値上がり益があるとされます。

この場合には、寄附者の所得税の課税対象とされます（**所得税法第59条第1項第1号**）。

一方、これらの財産を、社会福祉法人を含む公益法人等に寄附した場合において、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の非課税の承認を受けたとき、この所得税について非課税とする制度が設けられています（**租税特別措置法第40条第1項**）。

社会福祉法人が受贈法人として国税庁長官の非課税の承認を受けるにあたっての留意事項については、社会福祉法等における規定を遵守するほか、次に掲げる事項が定款に規定されていることが必要です。

同規定の適用を受けようとする場合における定款の例については、「租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の17第6項第1号の要件を満たす社会福祉法人の定款の例について（平成29年3月29日事務連絡厚生労働省社会・援護局福祉基盤課）」の別紙2の別添「社会福祉法人定款例（租税特別措置法第40条適用版）」にて示されています。

なお、租税特別措置法第40条の特例の適用を受けるか否かは各法人の判断となりますので、所轄庁が一律に指導するものではないことに留意することが必要となります。

- ① 社会福祉法等における親族等特殊関係者の制限及び租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号で定める親族等特殊関係者に関する規定が制定されていること。

ア 社会福祉法の規定＝三親等以内の親族、配偶者

イ 租税特別措置法の規定＝六親等以内の血族、配偶者、三親等以内の姻族

- ② 残余財産の帰属先については、国若しくは地方公共団体又は他の公益法人等に帰属する旨の定めがあること。

なお、定款例のとおり規定されている、または、社会福祉法人に帰属先が限定されていても問題はないとされています。

- ③ 評議員の定数（現在数）は、理事の定数（現在数）を超える数であること。
- ④ 重要事項の議決のうち、以下の事項については、理事会における理事総数（現在数）の三分の二以上の多数による同意及び評議員会の承認を要する旨の定めがあること。

ア 事業計画及び収支予算

イ 基本財産の処分

ウ 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）

エ 公益事業・収益事業に関する重要な事項※

※公益事業・収益事業を行う法人に限ります。

- ⑤ 贈与又は遺贈に係る財産が贈与又は遺贈をした者又はこれらの者の親族が法

人税法第2条第15号に規定する役員となっている会社の株式又は出資である場合には、その株式又は出資に係る議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の三分の二以上の承認を要する旨の定めがあること。

Ⅲ 特別の利益供与の禁止

社会福祉法人は、その事業を行うに当たり、その評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならないとされています（法第27条）。

1 特別の利益供与の禁止

特別の利益を与えてはならない社会福祉法人の関係者（社会福祉法施行令第13条の2）

- (1) 当該社会福祉法人の設立者、評議員、理事、監事又は職員
- (2) 上記(1)に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
- (3) 上記(1)又は(2)に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (4) (1)に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者
- (5) 当該社会福祉法人の設立者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を支配する者として次に定めるもの（社会福祉法施行規則第1条の3）
 - ① その法人が事業活動を支配する法人
当該法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針を支配している場合（※）における当該他の法人（以下、「子法人」という。）
 - ② その法人の事業活動を支配する者
一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者

※「財務及び営業又は事業の方針を支配している場合」とは、

- ① 一の者又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有する場合
- ② 評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が二分の一を超える場合
 - ア 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）又は評議員
 - イ 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の職員
 - ウ 当該評議員に就任した日前5年以内にア又はイに掲げる者であった者
 - エ 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人によって選任された者
 - オ 当該評議員に就任した日前5年以内に一の者又はその一若しくは二以上の子法人によって当該法人の評議員に選任されたことがある者

2 計算書類における関連当事者との取引内容の開示

別の利益供与には該当しないものの、法人その役員及びその近親者との間に取引関係がある場合は、一定の取引について計算書類に注記する必要があります。

3 特別の利益とは

特別の利益については、法令等で具体的に定義されていませんが、例えば土地、建物その他の財産を無償又は通常より低い賃貸料での貸付や、特定の個人または団体に通常より高い賃貸料により土地、建物を賃貸している等は、社会通念に照らして合理性を欠くと判断されるような不相応な利益の供与その他の優遇が該当すると考えられています。

また、特別の利益については、現時点では法令等で具体的に定義されていないため、個別に判断していく必要があります。

IV 社会福祉充実計画

1 社会福祉充実計画について

社会福祉法人は、毎会計年度、法人が保有する財産について、事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上、再投下可能な財産（社会福祉充実残額）を算定しなければならないとされています。（**法第55条の2**）

さらに、社会福祉充実残額が生じる場合には、法人は社会福祉充実計画を策定し、これに従って、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、当該残額を計画的かつ有効に再投下しなければなりません。

2 社会福祉充実計画の申請

(1) 社会福祉法人は、社会福祉充実残額が生じた場合は、当該会計年度の前年度年度の末日において現に行っている社会福祉事業若しくは公益事業の実施に関する計画を作成し、所轄庁に提出し、承認を得なければなりません（**法第55条の2**）。

また、社会福祉充実計画には次に掲げる事項を記載しなければなりません。

- ① 既存事業又は新規事業の規模及び内容
- ② 社会福祉充実事業を行う区域及び費用
- ③ 社会福祉充実計画の実施期間
- ④ 社会福祉充実残額
- ⑤ その他厚生労働省令で定める事項

(2) 社会福祉充実計画の作成に当たっては、事業費及び社会福祉充実残額について、公認会計士、税理士その他財務に関する専門的な知識経験を有する者から意見を聞かなければなりません（**法55条の2第5項**）。

(3) 社会福祉法人は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成に当たっては、当該地域公益事業の内容及び事業区域における需要について、事業区域の住民その他の関係者の意見を聴かなければなりません（**法55条の2第6項**）。

3 社会福祉充実計画の承認

(1) 所轄庁は、社会福祉法人から社会福祉充実計画の承認の申請があった場合に、内容を審査し、承認を行います。

- ① 社会福祉充実事業として記載されている社会福祉事業又は公益事業の規模及び内容が、当該社会福祉事業残高に照らして適切なものであること。
- ② 社会福祉事業が記載されている場合にあつては、その規模及び内容が、当該社会福祉事業に係る事業区域における需要及び供給の見通しに照らして適切なものであること。
- ③ 地域公益事業が記載されている場合にあつては、その規模及び内容が、当該

社会福祉事業に係る事業区域における需要及び供給の見通しに照らして適切なものであること。

4 社会福祉充実計画の変更

社会福祉充実計画の変更をしようとするときは、あらかじめ所轄庁の承認を受けなければなりません（法第55条の3第1項）。

ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については遅滞なく届け出なければならないこととされています（法第55条の3第2項）。

社会福祉充実計画の変更にあたって、承認を要する事項及び届出を要する事項については、具体的にはそれぞれ次表に掲げる場合とされています（社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準）。

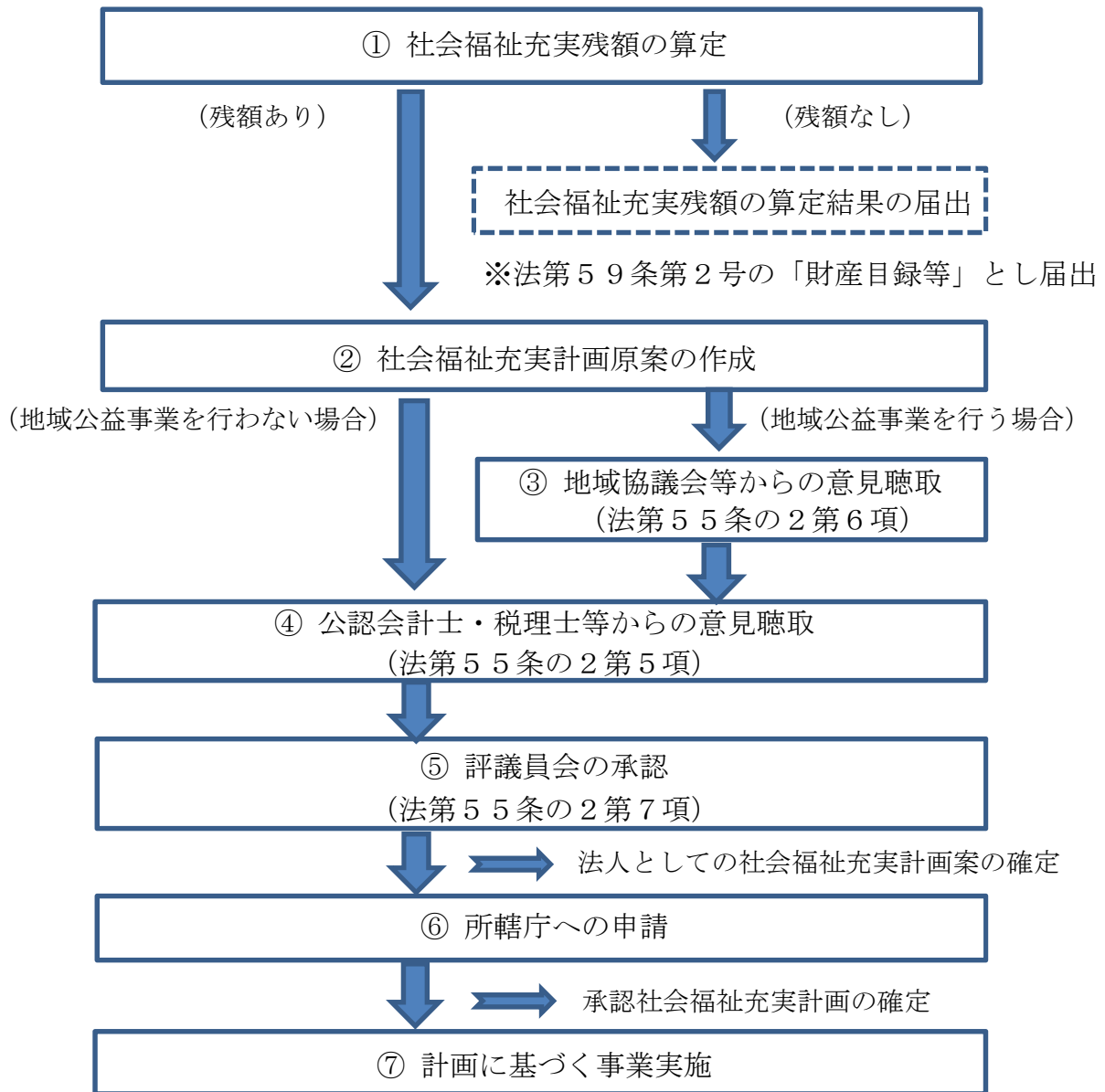
	変更承認事項	変更届出事項
事業内容関連	○新規事業を追加する場合 ○既存事業の内容について、以下のような大幅な変更を行う場合 ア 対象者の追加・変更 イ 支援内容の追加・変更 ○計画上の事業費について、20%を超えて増減させる場合	○既存事業の内容について、左記以外の軽微な変更を行う場合 ○計画上の事業費について、20%以内で増減させる場合
事業実施地域関連	○市町村域を超えて事業実施地域の変更を行う場合	○同一市町村内で事業実施地域の変更を行う場合
事業実施期間関連	○事業実施年度の変更を行う場合 ○年度を超えて事業実施期間の変更を行う場合	○同一年度内で事業実施期間の変更を行う場合
社会福祉充実残額関連	○事業費の変更に併せて計画上の社会福祉充実残額について20%を超えて増減させる場合	○事業費の変更に併せて計画上の社会福祉充実残額について20%以内の範囲で増減させる場合
その他		○法人名、法人代表者氏名、主たる事務所の所在地、連絡先を変更する場合

5 社会福祉充実計画の終了

やむを得ない事由により承認社会福祉充実計画に従って事業を行うことが困難であるときは、あらかじめ所轄庁の承認を受けて、当該承認社会福祉充実計画を終了することができます（法55条の4）。

6 社会福祉充実計画の策定の流れ

社会福祉充実計画は、原則として、次の流れに沿って策定することになります。



なお、④の意見聴取に当たっては、監事監査の終了後とするなど、決算が明確となった段階で行うものとします。

V 会計監査及び専門家による支援等について

一定規模を超える社会福祉法人は、会計監査人の設置が義務付けられるとともに、「社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号、厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）」（最終改正：令和元年9月13日）の別紙1「社会福祉法人審査基準」第3の6の（1）で「会計監査を受けない法人においては、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、法人の事業規模や財務会計に係る事務態勢等に即して、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（中略）を活用することが望ましいこと。」とされています。

また、このことを踏まえ、「会計監査及び専門家による支援等について」（平成29年4月27日付け、社援基発0427第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）では、以下のとおり会計監査及び専門家による支援を受けた場合に作成される報告書について定め、それを所轄庁が実施する指導監査において周期の延長等の確認事項として位置付けています。

1 会計監査

社会福祉法人の受ける会計監査は、毎年度、以下に掲げる会計監査人による監査（法第37条の規定により、会計監査人設置義務を負う法人（以下「特定社会福祉法人」という。）において行われる会計監査、又は法第36条第2項の規定により、会計監査人設置義務を負わない法人において定款の定めにより会計監査人を設置して行われる会計監査をいう。）、又は会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人による監査が行われない場合に、法人と公認会計士若しくは監査法人との間で締結する契約に基づき行われる会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。）です。

（1）会計監査人による監査

法人が会計監査人による監査を受けたときは、法第45条の19第1項に規定する会計監査報告（以下「独立監査人の監査報告書」という。）及び監査の実施概要や監査の過程で発見された内部統制の重要な不備等を記載した報告書（以下「監査実施概要及び監査結果の説明書」という。）を会計監査人から受領すること、並びに同条第6項の規定で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第108条第1項の規定に基づく会計監査人の監事への不正の行為等に関する報告及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条の33第1項に規定する会計監査人の特定監事への通知が適切に行われることとされています。

※ 独立監査人の監査報告書並びに監査実施概要及び監査結果の説明書の作成の具体的方法及び留意事項等については、「社会福祉法人の計算書類に関する

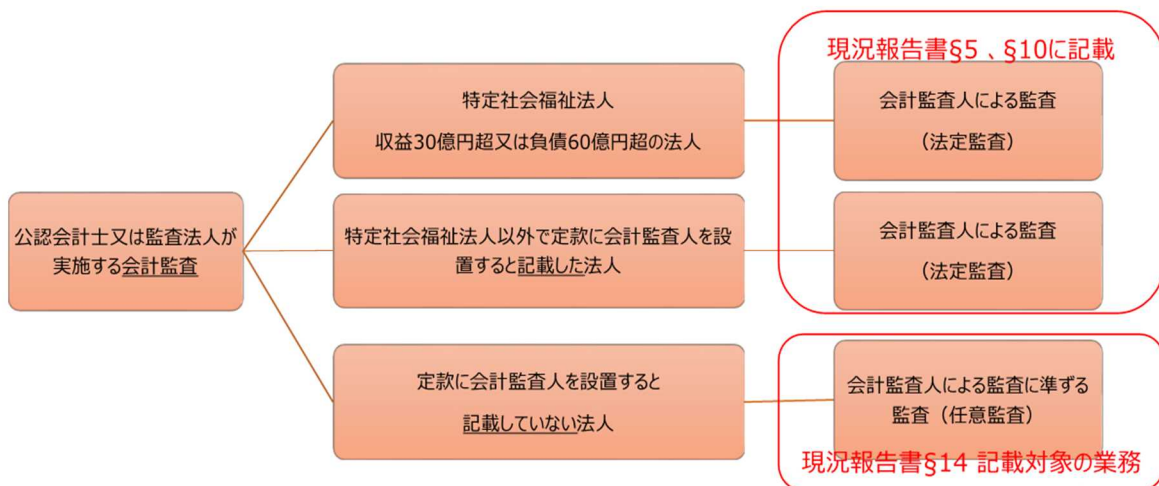
監査上の取扱い及び監査報告書の文例」(平成29年4月27日付け日本公認会計士協会非営利法人委員会実務指針第40号)によることとされています。

(2) 会計監査人による監査に準ずる監査

法人が会計監査人による監査に準ずる監査を受けたときは、独立監査人の監査報告書並びに監査実施概要及び監査結果の説明書を公認会計士又は監査法人から受領すること、かつ、公認会計士又は監査法人による監事への報告及び通知が適切に行われることとされています。

また、契約に係る透明性を確保する観点から、会計監査人による監査に準ずる監査に係る契約を締結する場合であっても、会計監査人を設置する場合と同様に、複数の候補者から提案書を入手し、法人において選定基準を作成し、当該提案書に記載された提案の内容について比較検討の上、契約の相手方として選定することとなります。なお、価格のみを基準として選定することは適当ではありません。

(3) 会計監査の種類



2 専門家による支援

社会福祉法人の受ける専門家による支援は、会計監査を受けない場合において、当該法人の事業規模や財務会計に係る事務体制等に即して、必要に応じて行われるものであり、毎年度、以下に掲げる財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けるものです。

(1) 財務会計に関する内部統制の向上に対する支援

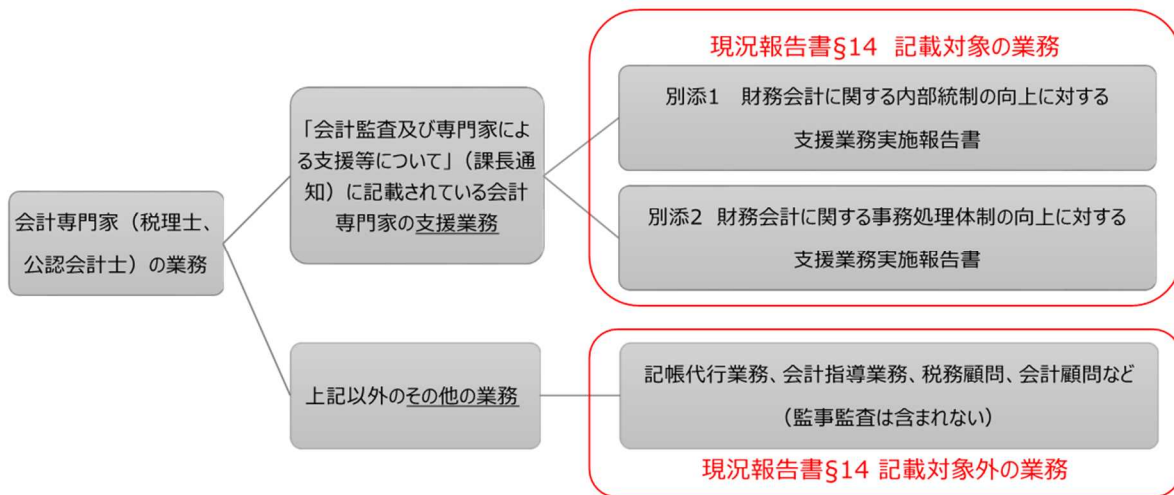
法人の受ける財務会計に関する内部統制の向上に対する支援は、当該法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき、公認会計士又は監査法人により「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書」に記載された支援項目等に関連して発見された課題及びその課題に対する改善の提案の報告を受けるものです。

※ なお、当該支援は、「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の公布について」（平成28年11月11日付け社援発1111第2号厚生労働省社会・援護局長通知）第一の一の1に記載する会計監査人設置義務の基準の段階的な拡大により、将来的に会計監査人設置義務法人となることが見込まれる法人が実施することが望まれます。

（2）財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援

法人の受ける財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援は、法人と専門家との間で締結する契約に基づき、専門家により「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」に記載された支援項目の確認及びその事項についての所見を受けるものです。

（3）専門家による支援等の類型



※ 監事が会計専門家（税理士、公認会計士）である場合の監事監査や、記帳代行業務、会計指導業務、税務顧問、会計顧問等を行っている場合は、VI1(2)④の現況報告書の§14記載対象外となりますので、御注意ください。

※ 以下①～③の区分に該当する社会福祉法人に対しては、それぞれ対応する書類の提供を求める場合があります。

- ① 会計監査人による監査に準ずる監査を受けている法人
独立監査人の監査報告書、監査実施概要及び監査実施結果の説明書
- ② 財務会計に関する内部統制の向上に対する支援を受けている法人
財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書（「会計監査及び専門家による支援等について」別添1）
- ③ 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けている法人
財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書（「会計監査及び専門家による支援等について」別添2）

VI 所轄庁への計算書類等及び財産目録等の届出について

社会福祉法人は、毎会計年度終了後三か月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を所轄庁に届け出なければなりません（**法第59条**）。

1 届出が必要な書類

(1) 法第45条の32第1項に規定された計算書類等

- ① 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書
- ② 監査報告
- ③ 会計監査人設置法人にあつては会計監査報告

(2) 法第45条の34第2項に規定された財産目録等

- ① 財産目録
- ② 役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記録したもの）
- ③ 報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行上の対価として受ける財産上の利益及び退職手当）の支給基準を記載した書類
- ④ 現況報告書
- ⑤ 社会福祉充実残額の算定の根拠
- ⑥ 事業計画書（事業計画を作成する旨を定款で定めている場合のみ）

2 届出方法等

(1) 届出の方法について

法59条の規定による計算書類等及び財産目録等の届出は、以下のいずれかにより行わなければなりません。

- ① 財務諸表等電子開示システム（以下、「財表システム」という。）による届出
- ② 書面の提供
- ③ 電磁的方法による提供

Ⅶ 情報の公開について

1 事務所への書類の備え置き・閲覧について

社会福祉法人の高い公益性に照らし、事業運営の透明性を確保するため、国民一般等に公表する書類等が定められています。

(1) 事務所に備え置き、一般の閲覧等に供する書類（法第45条の32、45条の34第1項、34条の2）

- ① 計算書類等（計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告（会計監査人設置法人は会計監査報告を含む））
- ② 財産目録
- ③ 役員等名簿（評議員以外の者に対し開示する際は、個人の住所を除く）
- ④ 報酬等の支給の基準を記載した書類
- ⑤ 事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類（現況報告書）
- ⑥ 定款
- ⑦ 事業計画

(2) 事務所に備え置き、評議員及び債権者の閲覧等に供する書類

- ① 評議員会の議事録（法第45条の11）
- ② 理事会の議事録（法第45条の15）

なお、債権者については、理事又は監事の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、閲覧等の請求をすることができるとされています。

(3) その他

社会福祉法人は、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければなりません（法第45条の24第2項）。また、評議員は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも会計帳簿の閲覧等の請求をすることができます（法第45条の25）。

2 インターネットによる情報の公開

社会福祉法人は、インターネットにより下記の事項を遅滞なく公表しなければなりません（法第59条の2第1項）。

- ① 定款の内容（設立若しくは変更認可、変更届出時）
- ② 報酬等の支給の基準（評議員会の承認を受けたとき）
- ③ 計算書類
- ④ 役員等名簿（住所を除く）
- ⑤ 事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類（現況報告書）

なお、①～⑤については、法人が財表システムで届出を行った場合、財表システムを通して公表されます。

VIII 解散及び清算

1 解散事由

社会福祉法人は、次の事由により解散するとされています(法第46条第1項)。

- ① 評議員会の決議
- ② 定款に定められた解散事由の発生
- ③ 目的たる事業の成功の不能
- ④ 合併（合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。）
- ⑤ 破産手続開始の決定
- ⑥ 所轄庁の解散命令

このうち、①又は③による解散は、所轄庁の認可又は認定がなければその効力を生じません(法第46条第2項)。

②又は⑤による解散をした場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければなりません(法第46条第3項)。

2 破産手続の開始

社会福祉法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をします(法第46条の2第1項)。

なお、理事は、社会福祉法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、直ちに破産手続開始の申立てをしなければなりません(法第46条の2第2項)。

3 清算の開始

(1) 清算の開始原因

社会福祉法人は、次に掲げる場合には、清算をしなければなりません(法第46条の3)。

- ① 解散した場合(法第46条第1項第4号に掲げる事由によって解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であって当該破産手続が終了していない場合を除く)。
- ② 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合。

(2) 清算法人の能力

上記の規定により清算をする社会福祉法人(以下「清算法人」という。)は、清算の目的の範囲内において、その清算が終了するまでは、なお存続するものとみなします(法第46条の4)。

4 清算法人の機関

(1) 清算法人における機関の設置

- ① 清算法人には、一人又は二人以上の清算人を置かなければなりません（**法第46条の5第1項**）。
- ② 清算法人は、定款の定めによって、清算人会又は監事を置くことができます（**法第46条の5第2項**）。
- ③ 特定社会福祉法人であった清算法人は、監事を置かなければなりません（**法第46条の5**）。

(2) 清算人の就任

- ① 清算法人の清算人となるのは、次に掲げる者です（**法第46条の6第1項**）。
 - ア 理事（イ、ウに掲げる者があつた場合を除く）
 - イ 定款で定める者
 - ウ 評議員会の決議によつて選任された者
- ② により清算人となる者がいないときは、裁判所が利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任します（**法第46条の6第2項**）。

(3) 清算人の解任

- ① 清算人（裁判所が選任した者を除く。）が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該清算人を解任することができます（**法第46条の7第1項**）。
 - ア 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
 - イ 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- ② 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の申立て若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができます（**法第46条の7第2項**）。

(4) 監事の退任等

- ① 清算法人の監事は、当該清算法人が次の監事を置く旨の定款の定めを廃止した場合には、当該定款の変更の効力が生じた時に退任することになります（**法第46条の8第1項**）。
- ② 清算法人の評議員は、三人以上でなければなりません（**法第46条の8第2項**）。
- ③ 法第40条第3項から第5項まで、第41条、第42条、第44条第3項、第5項及び第7項並びに第45条、第45条の7第2項で定める評議員及び役員等の資格等及び任期の規定は、清算法人については該当しません（**法第46条の8第3項**）。

(5) 清算人の職務及び業務の執行

- ① 清算人は、次に掲げる職務を行います（**法第46条の9**）。
 - ア 現務の結了
 - イ 債権の取立て及び債務の弁済

- ウ 残余財産の引渡し
- エ 清算法人（清算人会設置法人を除く。以下において同じ。）の業務（**法第46条の10第1項**）。
- ② 清算人が二人以上ある場合には、清算法人の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、清算人の過半数をもって決定します（**法第46条の10第2項**）。
- ③ ②の場合には、清算人は、次に掲げる事項についての決定を各清算人に委任することができません（**法第46条の10第3項**）。
- ア 従たる事務所の設置、移転及び廃止
- イ 評議員会の日時及び場所、評議員会の目的である事項
- ウ 清算人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の清算法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備（**社会福祉法施行規則第5条の2**）
- A 清算人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- B 損失の危機の管理に関する規定その他の体制
- C 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(6) 清算法人の代表

- ① 清算人は、清算法人を代表します。
ただし、他に代表清算人（清算法人を代表する清算人をいう。以下同じ。）その他清算法人を代表する者を決めた場合は、この限りではありません（**法第46条の11第1項**）。
- ② ①の清算人が二人以上ある場合には、清算人は、各自、清算法人を代表します（**法第46条の11第2項**）。
- ③ 清算法人（清算人会設置法人を除く。）は、定款、定款の定めに基づく清算人（**法第46条の6第2項又は第3項の規定により裁判所が選任した者を除く。**）の互選又は評議員の決議によって、清算人の中から代表清算人の中から代表清算人を定めることができます（**法第46条の11第3項**）。
- ④ **法第46条の6第1項第1号の規定により理事が清算人となる場合においては、理事長が代表清算人となります（法第46条の11第4項）。**
- ⑤ 裁判所は、**法第46条の6第2項又は第3項の規定により清算人を選任する場合には、その清算人の中から代表清算人を定めることができます（法第46条の11第5項）。**

(7) 清算法人についての破産手続の開始

- ① 清算法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければなりません（**法第46条の12第1項**）。
- ② 清算人は、清算法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとされます（**法**

第46条の12第2項)。

- ③ ②に規定する場合において、清算法人が既に債権者に支払い、又は残余財産の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができます(法第46条の12第3項)。

(8) 裁判所の選任する清算人の報酬

裁判所は、(2)①及び②(法第46条の6第2項又は第3項の規定)により清算人を選任した場合には、清算法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができます。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聞かなければなりません(法第46条の13)。

IX 合併

社会福祉法人は、他の社会福祉法人と合併することができます。

この場合においては、合併をする社会福祉法人は、合併契約を締結しなければならないとされています（**法第48条**）。

その方法としては、

- ① 一の法人が他の法人を吸収する「吸収合併」
- ② 二以上の法人が合併して新たな法人を新設する「新設合併」

の2通りが想定されます。

なお、社会福祉法人以外の法人との合併は、行うことはできません。

1 吸収合併

(1) 吸収合併契約

社会福祉法人が吸収合併をする場合には、吸収合併契約において、吸収合併後存続する社会福祉法人及び吸収合併により消滅する社会福祉法人の名称及び住所その他次に記載した事項を定めなければならないとされています（**法第49条**）。

- ① 吸収合併がその効力を生ずる日
- ② 吸収合併で消滅する社会福祉法人の職員の処遇

(2) 吸収合併の効力の発生等

- ① 社会福祉法人の吸収合併は、吸収合併後に存続する社会福祉法人の主たる事務所の所在地において合併の登記をすることによって、その効力を生ずることになります（**法第50条第1項**）。
- ② 吸収合併後に存続する社会福祉法人は、吸収合併の登記の日に、吸収合併後に消滅する社会福祉法人の一切の権利義務を承継することになります（**法第50条第2項**）。
- ③ 吸収合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じません（**法第50条第3項**）。

(3) 吸収合併契約の承認

吸収合併後消滅する社会福祉法人及び吸収合併後存続する社会福祉法人は、それぞれ評議員会の決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければなりません（**法第52条**）。

2 新設合併

(1) 新設合併契約

二以上の社会福祉法人の新設合併（二以上の社会福祉法人がする合併であって、合併により消滅する社会福祉法人の権利義務の全部を合併により設立する社会

福祉法人に承継させるものをいいます。)をする場合には、新設合併において、次に掲げる事項を定めなければならないとされています(法第54条の5)。

- ① 新設合併により消滅する社会福祉法人の名称及び住所
- ② 新設合併により設立する社会福祉法人の目的、名称及び主たる事務所の所在地
- ③ 新設合併後設立する社会福祉法人の定款で定める事項
- ④ 新設合併がその効力を生ずる日
- ⑤ 新設合併後に消滅する社会福祉法人の職員の処遇

(2) 新設合併の効力の発生等

- ① 新設合併により設立する社会福祉法人は、その設立の日に、新設合併後に消滅する社会福祉法人の一切の権利義務を承継することになります(法第54条の6第1項)。
- ② 新設合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じません(法第54条の6第2項)。

(3) 新設合併契約の承認

新設合併後に消滅する社会福祉法人は、評議員会の決議によって、新設合併契約の承認を受けなければなりません(法第54条の8)

3 合併の無効の訴え

- (1) 社会福祉法人の合併の無効の訴えは、合併の効力が生じた日から六箇月以内の訴えをもってのみ主張することができるとされています(法第55条により準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第264条第1項)。
- (2) 社会福祉法人の合併の無効の訴えは、次に定める者に限り、提起することができます(法第55条により準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第264条第2項)。
 - ① 吸収合併の効力が生じた日において吸収合併をする社会福祉法人の評議員等(評議員、理事、監事又は清算人をいう。以下同じ。)であった者又は吸収合併後に存続する社会福祉法人の評議員等、破産管財人若しくは吸収合併について承認をしなかった債権者
 - ② 新設合併の効力が生じた日において新設合併をする社会福祉法人の評議員等であった者又は新設合併により設立された社会福祉法人の評議員等、破産管財人若しくは新設合併について承認をしなかった債権者

4 合併認可申請に係る必要書類

社会福祉法人は、吸収合併又は新設合併の認可を受けようとするときは、吸収合併又は新設合併の理由を記載した申請書に次に記載した書類を添付して所轄庁に提出しなければなりません(法施行規則第6条)。

- ① 法又は定款に定める手続を経たことを証明する書類(評議員会の議事録)

- ② 吸収合併後存続する社会福祉法人又は新設合併設立の社会福祉法人の定款
- ③ 吸収合併後消滅する社会福祉法人又は新設合併後消滅する社会福祉法人に係る次の書類
 - ア 財産目録及び貸借対照表
 - イ 負債があるときは、その負債を証明する書類
- ④ 吸収合併後存続する社会福祉法人又は新設合併後設立する社会福祉法人に係る次の書類
 - ア 財産目録
 - イ 合併の日の属する会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書
 - ウ 評議員となるべき者及び役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書（吸収合併後存続する法人については、引き続き評議員となるべき者又は引き続き役員となるべき者の就任承諾書を除く）

X 福祉サービス利用者の利益の保護に係る責務

平成12年に旧社会福祉事業法が現行の社会福祉法へと改正された際、法の目的に「福祉サービス利用者の利益の保護」という文言が新たに盛り込まれました。

これを受け、社会福祉法の第8章「福祉サービスの適切な利用」で、社会福祉事業の経営者としての責務が定められています。

1 情報の提供

社会福祉事業の経営者は、福祉サービス（社会福祉事業において提供されるものに限る。以下同じ。）を利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければなりません（法第75条第1項）。

2 利用契約の申込み時の説明

社会福祉事業の経営者は、その提供する福祉サービスの利用を希望する者からの申込みがあった場合には、その者に対し、当該福祉サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければなりません（法第76条）。

3 利用契約の成立時の書面の交付

社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければなりません（法第77条第1項）。

- ① 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- ② 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容
- ③ 当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ④ その他厚生労働省令で定める事項

なお、ここでいう「その他厚生労働省令で定める事項」とは、法施行規則第16条第2項において、下記の通り定められています。

- ⑤ 福祉サービスの提供開始年月日
- ⑥ 福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口

4 福祉サービスの質の向上のための措置等

社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければなりません（法第78条第1項）。

【福祉サービス第三者評価について】

法第78条第2項において、国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

これを受け、国は「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について（平成26年4月1日付け雇児発0401第12号、社援発0401第33号、老発0401第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）」（最終改正：平成30年3月26日）を発出し、

- ① 個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけること
 - ② 福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること
- としています。

なお、福祉サービス第三者評価の詳細については、千葉県HPでも紹介しておりますので、参考としてください。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/shien/daisansha/top-page.html>

5 誇大広告の禁止

社会福祉事業の経営者は、その提供する福祉サービスについて広告をするときは、広告された福祉サービスの内容その他の厚生労働省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはなりません（**法第79条**）。

なお、ここでいう「その他の厚生労働省令で定める事項」とは、法施行細則第19条において、下記の通り定められています。

- ① 提供される福祉サービスの質その他の内容に関する事項
- ② 利用者が事業者を支払うべき対価に関する事項
- ③ 契約の解除に関する事項
- ④ 事業者の資力又は信用に関する事項
- ⑤ 事業者の事業の実績に関する事項

6 社会福祉事業の経営者による苦情の解決

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければなりません（**法第82条**）。

苦情解決の仕組みについては、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成12年6月7日障第452号、社援第1352号、老発第514号、児発第575号、厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会、援護、老人保健福祉、児童家庭局長連名通知）」（最終改正：平成29年3月7日）の別紙「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針」にて指針が示されています。

(1) 苦情解決の仕組みの目的

- ① 自らが提供するサービスから生じた苦情について、自ら適切な対応を行うことは、社会福祉事業の経営者の重要な責務です。
- ② 苦情への適切な対応は、自ら提供する福祉サービスの検証・改善や利用者の満足感の向上、虐待防止・権利擁護の取組の強化など、福祉サービスの質の向上に寄与するものであり、こうした対応の積み重ねが社会福祉事業を営む者の社会的信頼性の向上にもつながります。
- ③ 苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や事業者の信頼や適正性の確保を図ることが重要です。

(2) 苦情解決体制

① 苦情解決責任者

苦情解決の責任主体を明確にするため、施設長、理事等を苦情解決責任者とします。

② 苦情受付担当者

ア サービス利用者が苦情の申出をしやすい環境を整えるため、職員の中から苦情受付担当者を任命します。

イ 苦情受付担当者は以下の職務を行います。

- ・利用者からの苦情の受付
- ・苦情内容、利用者の意向等の確認と記録
- ・受け付けた苦情及びその改善状況等の苦情解決責任者及び第三者委員への報告

③ 第三者委員

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置します。

ア 設置形態

- ・事業者は、自らが経営するすべての事業所・施設の利用者が第三者委員を活用できる体制を整備します。
- ・苦情解決の実効性が確保され客観性が増すのであれば、複数事業所や複数法人が共同で設置することも可能です。

イ 第三者委員の要件

- ・苦情解決を円滑・円満に図ることができる者であること。
- ・世間から信頼性を有する者であること。

(例)：評議員、監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士など

ウ 人数

第三者委員は、中立・公正性の確保のため、複数であることが望ましいといえます。その際、即応性を確保するために個々に職務に当たることが原則ですが、委員相互の情報交換等連携が重要です。

エ 選任方法

第三者委員は、経営者の責任において選任します。

(例)

- ・理事会が選考し、理事長が任命する。
- ・選任の際には、運営協議会や利用者等からの意見聴取を行います。

オ 職務

- A 苦情受付担当者からの受け付けた苦情内容の報告聴取
- B 苦情内容の報告を受けた旨の苦情申出人への通知
- C 利用者からの苦情の直接受付
- D 苦情申出人への助言
- E 事業者への助言
- F 苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの立ち会い、助言
- G 苦情解決責任者からの苦情に係る事案の改善状況等の報告聴取
- H 日常的な状況把握と意見聴取

カ 報酬

第三者委員への報酬は中立性の確保のため、実費弁償を除きできる限り無報酬とすることが望ましいといえます。ただし、第三者委員の設置の形態又は報酬の決定方法により中立性が客観的に確保できる場合には、報酬を出すことは差し支えありません。

なお、かかる経費について措置費等より支出することは、差し支えありません。

(3) 苦情解決の手順

① 利用者への周知

施設内への掲示、パンフレットの配布等により、苦情解決責任者は、利用者に対して、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や、苦情解決の仕組みについて周知します。

② 苦情の受付

ア 苦情受付担当者は、利用者等からの苦情を随時受け付けます。なお、第三者委員も直接苦情を受け付けることができます。

イ 苦情受付担当者は、利用者からの苦情受付に際し、次の事項を書面に記録し、その内容について苦情申出人に確認します。

- A 苦情の内容
- B 苦情申出人の希望等
- C 第三者委員への報告の要否
- D 苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの第三者委員の助言、立会いの要否

※上記C及びDが不要な場合は、苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いによる解決を図ります。

③ 苦情受付の報告・確認

ア 苦情受付担当者は、受け付けた苦情はすべて苦情解決責任者及び第三者委員

に報告します。ただし、苦情申出人が第三者委員への報告を明確に拒否する意思表示をした場合を除きます。

イ 投書など匿名の苦情については、第三者委員に報告し、必要な対応を行います。

ウ 第三者委員は、苦情受付担当者から苦情内容の報告を受けた場合は、内容を確認するとともに、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。

④ 苦情解決に向けての話し合い

ア 苦情解決責任者は、苦情申出人との話し合いによる解決に努めます。その際、苦情申出人又は苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることが出来ます。

イ 第三者委員の立ち会いによる苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いは、次により行います。

A 第三者委員による苦情内容の確認

B 第三者委員による解決案の調整、助言

C 話し合いの結果や改善事項等の書面での記録と確認

なお、苦情解決責任者も第三者委員の立ち会いを要請することが出来ます。

⑤ 苦情解決の記録、報告

苦情解決や改善を重ねることにより、サービスの質が高まり、運営の適正化が確保されます。これらを実効あるものとするため、記録と報告を積み重ねるようにします。

ア 苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録します。

イ 苦情解決責任者は、一定期間毎に苦情解決結果について第三者委員に報告し、必要な助言を受けます。

ウ 苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項について、苦情申出人及び第三者委員に対して、一定期間経過後、報告します。

⑥ 解決結果の公表

利用者によるサービスの選択や事業者によるサービスの質や信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き、インターネットを活用した方法のほか、「事業報告書」や「広報誌」等の実績を掲載し、公表します。